

平成 29 年 10 月 5 日

各 位

会社名 インスペック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
 (コード番号：6656 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子
 TEL 0187-54-1888 (代表)

特定子会社（クラーロ株式会社）の第三者割当による 転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社特定子会社のクラーロ株式会社（以下「クラーロ」といいます。）は、平成 29 年 10 月 5 日開催の取締役会において、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務める THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の募集に関する臨時株主総会を平成 29 年 10 月 23 日に開催することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本社債の概要

クラーロ株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 割当日	平成 29 年 10 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	40 個 (予定)
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	①各社債の払込金額：金 1,250 万円（本社債の額面金額の 100.0%） ②各新株予約権の払込金額：本新株予約権付社債に付された新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	8,333,333 株 (予定)
(5) 資金調達額	500,000,000 円
(6) 転換価額	60 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額を THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) その他	本第三者割当の発行は、臨時株主総会において募集事項の承認を要します。 本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

2. 募集の目的及び理由

当社連結子会社であるクラーロは、当社の次世代の基幹事業と位置づけである「医療関連機器事業」に関して積極的な事業展開を計画しております。

医療関連機器事業は、画像解析技術、情報通信技術の進化に伴い、現行の医療体制をさらに飛躍的に強化する事業分野であると期待されており、医療の生産性の向上に大きく貢献する産業に成長すると考えています。

医療関連機器事業を展開しているクラーロは、医療用画像処理システムの開発、製造、販売及び保守サービスを行っております。近年、病理医の減少等により遠隔医療のニーズが高まっていることや、術中診断のための迅速な病理検査が求められる中、病理検査はデジタル化の大きな変革期を迎えております。医療関連機器事業の急速な拡大は、国内市場のみならず、海外、特に国土の広い米国、中国で高い成長率が期待されていることから、クラーロでは海外市場への早期参入を視野に入れております。また、クラーロでは、従来の病理検査向け事業に加えて、当社の高度な制御技術による超高速撮像技術を活用することで既存製品にない新しい機能を持つ「蛍光対応 WSI（注1）装置（注2）」の研究開発を開始しており、iPS 細胞など再生医療、細胞研究分野への市場進出を計画しています。

このように拡大しつつある医療関連機器事業領域においては、競合他社との製品力の明確な差別化は成長の必須条件であり、当社のコア技術である光学センシング技術、メカトロニクス技術、画像処理技術を活用した新製品の開発加速化、医療関連事業者、研究機関を対象とした効率的な顧客獲得を目的とした営業力の拡充など、早急に対応が必要であると考えております。

具体的な資金使途として、「蛍光対応 WSI 装置」の企画・開発を平成 29 年 11 月より約 1 年かけて行い、平成 30 年下半期のリリースを目指しております。また、国内のみならず海外における販売も視野に入れているため、そのためのマーケティング活動を平成 30 年下半期以降に行う予定となっております。そのため「蛍光対応 WSI 装置」の製品開発として 250 百万円、マーケティング活動費として 50 百万円を充当いたします。また、従来の「病理検査向 WSI 装置」におきましては、中国における医療機器認証（CFDA）（注3）取得のための調査を平成 29 年 11 月より開始し、平成 30 年度中の認証取得を目指します。国内においては、医療機器製造販売業取得のための調査を平成 30 年上半期に開始し、平成 31 年度中の認証取得を目指します。そのため、各種認証取得費用に 200 百万円を充当いたします。

割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、ヘルスケア領域における長年の投資実績をもち、大手製薬会社や大手化学品メーカー並びに国内外の大手研究機関の出身者及び医師等ヘルスケア業界の専門家が多く所属している他、国内外に幅広いネットワークを有しております。

これまで当社グループでは、医療関連機器事業拡大のため、独自に事業パートナーの開拓活動を行ってまいりましたが、今後この事業をさらに加速させるために、ウィズ・パートナーズが持つ国内外のネットワークを活用することは、当社にとって極めて有益であると考え、本第三者割当を通じて、割当予定先がクラーロの普通株式を潜在的に保有することで、当該保有期間の間は、当

社グループの医療関連機器事業に対し、ウィズ・パートナーズから、製品および事業開発における助言、事業提携候補の紹介等の積極的かつ具体的な支援を得られる予定であります。

(注1) WSI (Whole Slide Imaging) : 病理検査などに使用する高倍率・高解像度の顕微鏡画像をコンピューターに取り込み、デジタルデータ化して複数の病理専門医による検査や遠隔地での検査を可能とするシステムを指します。

(注2) 蛍光対応WSI装置とは、生体または細胞などの試料からの蛍光現象を観察することによって、対象を観察するWSI装置を指します。

(注3) CFDA (China Food and Drug Administration) とは、国家食品薬品監督管理総局といい、中国における医療機器販売認証機関を指します。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 金 5 億円

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途		金額 (百万円)	支出予定時期
① 製品開発	・倒立型蛍光対応 WSI 装置の研究開発費用 (250 百万円) ・マーケティング (特に海外における市場調査及び海外における展示会出展等の費用として 50 百万円)	300	平成 29 年 11 月～ 平成 31 年 4 月
② 認証取得費用	・従来の病理検査向け WSI 装置の医療機器としての認証及び医療機器製造販売業としての認証取得費用	200	平成 29 年 11 月～ 平成 32 年 4 月

上記用途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、クラーロで事業展開している医療関連機器事業は当社グループにおける中核となる事業であり、クラーロの財務基盤の強化に使用することは、当社グループにおける営業基盤の拡大に資するものであり、ひいては当社グループの業績拡大につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の行使価額につきましては、クラーロ、クラーロの現筆頭株主及び割当先との間での協議を経て、本新株予約権付社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件によりクラーロが得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことで 60 円に決定しており、その後の修正は行われない仕組みとなっております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

名称	THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 36 階

設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。)	
組成目的	日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成 29 年 1 月 20 日	
出資の総額	5,700,000,000 円	
出資者・出資比率・出資者の概要	1. 21.05% 日本メナード化粧品株式会社 2. 17.54% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ※上記以外に 10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズは 1.75%を出資しております。	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36 階
	代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス (バイオテクノロジー) 分野・IT (情報通信) 分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1 億円
当社および当該会社と当該ファンドとの間の関係	当社および当該会社と当該ファンドとの間の関係	当社および当該会社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社および当該会社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者 (原出資者を含む。) との間に特筆すべき人的関係・取引関係はありません。
	当社および当該会社と業務執行組合員との間の関係	当社および当該会社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社および当該会社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※当社および当該会社は、割当予定先である THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー (東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 2 番 1 号 新御茶ノ水アーバントリニティ 6 階、代表取締役社長 荒川一枝) に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、各出資者においては東京証券取引所に上場する会社、未上場企業及び個人など多岐にわたっておりますが、株式会社トクチョーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、医療関連機器事業を推進するなかで、ヘルスケア分野におけるネットワークの増強と資金が必要と考えていました。当社グループのおかれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。また、当社グループのヘルスケアとしての医療関連機器事業を理解し、第三者割当先として適切な投資家が居るかについても調査しておりました。こうしたなかで、ウィズ・パートナーズから出資の打診を受け、お互いの持てるリソースを活用することにより当社グループの「医療関連機器事業」の発展を加速し、企業価値を高めることが可能か協議を重ねてまいりました。その結果、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、ヘルスケア産業に強い人的及びビジネス上のネットワークを保有しており、また、ウィズ・パートナーズはその投資先企業のヘルスケア分野での事業展開支援において豊富な経験と実績を持っており、当社グループの「医療関連機器事業」を推進するための事業パートナーとして適切と判断いたしました。なお、ウィズ・パートナーズには、IRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

7. 当該連結子会社の概要

(1) 名称	クラーロ株式会社	
(2) 所在地	青森県弘前市田園4丁目1-1 2F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 菅原 雅史	
(4) 事業内容	医療関連機器の開発・製造・販売	
(5) 資本金	217百万円	
(6) 設立年月日	平成26年10月20日	
(7) 大株主及び持株比率	イノベーション・エンジン 遠隔医療投資事業有限責任組合 (33.67%) インスペック株式会社 (26.13%) 合同会社MCCベンチャーキャピタル (15.08%) 株式会社ユープランニング (15.08%)	
(8) 当社との関係	資本関係	当社の持株比率は26.13%であります。これは一時的に持株比率が低下しているものの、実質支配基準及び将来的には持株比率を引き上げるという観点から、連結子会社の範囲としております。
	人的関係	クラーロの取締役4名のうち、1名が当社の代表取締役とクラーロの代表取締役を兼務し、1名が当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	当社からの資金貸付の取引関係があります。

	関連当事者への該当 状 況	クラーロは当社の連結子会社であり、当社 の関連当事者に該当します。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			単位：千円
決 算 期	平成27年4月期	平成28年4月期	平成29年4月期
純 資 産	20,542	199,127	343,005
総 資 産	53,314	202,193	354,554
1株当たり純資産	17.11	94.82	86.29
売 上 高	19,651	25,701	45,766
営 業 利 益	▲1,590	▲5,355	▲84,408
当 期 純 利 益	▲1,374	▲5,022	▲65,597
1株当たり当期純利益	▲1.14	▲2.39	▲16.50
1株当たり配当金	—	—	—

8. 今後の見通し

- (1) クラーロの総議決権数は4,975,000個（平成29年9月30日現在）であり、本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は8,333,333株となりますので、転換価額において全株転換された場合の8,333,333株に係る議決権（8,333,333個）の当社総議決権数に対する希薄化率は62.6%（全部転換後において総議決権数に占める割合は62.6%）となります。なお、本新株予約権付社債の株式転換後におきましても、役員構成が当社関係者で占められていること、現筆頭株主であるイノベーション・エンジン遠隔医療投資事業有限責任組合及び割当予定先のTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合事体に経営意志がなく、むしろ当社主導で経営改善を望む立場であること及び当社が今後1年から2年で追加出資を行い、持ち株比率を高める予定であることから、クラーロは引き続き当社の連結子会社の範囲としております。
- (2) 本新株予約権付社債の発行による当期業績予想につきましては、調達した資金の活用等により業績が拡大することが見込まれますが、具体的な影響につきましては現時点では未定であります。

重要な影響が発生した場合には、速やかに開示させていただきます。

9. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「クラーロ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項」をご参照下さい。

以上

**クラーロ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項**

本要項は、クラーロ株式会社(以下「当社」という。)が平成29年10月23日に開催した株主総会の決議及び平成29年10月5日に開催した取締役会の決議により平成29年10月31日に発行するクラーロ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1. | 募集社債の名称 | クラーロ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. | 募集社債の総額 | 金500,000,000円(額面総額500,000,000円) |
| 3. | 各募集社債の金額 | 金12,500,000円の1種 |
| 4. | 各募集社債の払込金額 | 金12,500,000円(額面100円につき金100円) |
| 5. | 各新株予約権の払込金額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 6. | 新株予約権付社債の券面 | 本新株予約権付社債券は発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 7. | 利 率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 8. | 申 込 期 日 | 平成29年10月31日 |
| 9. | 申 込 取 扱 場 所 | クラーロ株式会社 管理部 |
| 10. | 本社債の払込期日 | 平成29年10月31日 |
| 11. | 本新株予約権の割当日 | 平成29年10月31日 |
| 12. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に割り当てる。 |
| 13. | 物上担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 14. | 社債管理者の不設置 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。 |

15. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担付切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、平成34年10月31日(以下「**償還期限**」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、平成29年11月1日以降、平成34年10月30日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「**本社債権者**」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。

- ① 平成29年11月1日から平成30年10月31日までの期間： 100.5%
- ② 平成30年11月1日から平成31年10月31日までの期間： 101.0%
- ③ 平成31年11月1日から平成32年10月31日までの期間： 101.5%
- ④ 平成32年11月1日から平成33年10月31日までの期間： 102.0%
- ⑤ 平成33年11月1日から平成34年10月30日までの期間： 102.5%

(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成31年10月31日までの期間、下記に該当する場合、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に110.0%を乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。

(i) インスペック株式会社の普通株式の上場廃止が決定された場合

(ii) 当社及びインスペック株式会社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は他の会社の事業の全部の譲受けの議案が当社又はインスペック株式会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合

(iii) 当社又はインスペック株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社又はインスペック株式会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合

(iv) インスペック株式会社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

(v) インスペック株式会社が本社債権者に発行するインスペック株式会社第 10 回新株予約権の取得

(vi) 当社、インスペック株式会社及び本社債権者との間で締結する投資契約について、当社又はインスペック株式会社に重大な違反があった場合

- (4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 1 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「**交付**」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、60円とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若し

くは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価や取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、(i)乃至(v)までに定める金額のうち最も高い金額とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (i) 本社債の払込期日における転換価額
- (ii) 当社の直近の貸借対照表に基づく1株あたり簿価純資産額
- (iii) 当該調整を行う日現在の国税庁による財産評価基本通達における類似業種比準方式により算出される1株あたりの株式価額
- (iv) 当該調整を行う日までに当社の新株発行又は株式譲渡がなされた場合における当該新株発行における1株あたりの払込金額又は当該株式譲渡における1株あたりの譲渡価格のうち最も高い金額
- (v) 社債権者および当社が合意した専門家が客観的かつ合理的に採用する計算方法により算出される金額
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成 29 年 10 月 31 日から平成 34 年 10 月 30 日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成 34 年 10 月 31 日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は 60 円とした。

- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
クラーロ株式会社 管理部
青森県弘前市田園4丁目1-1 2F
- 20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
株式会社秋田銀行 弘前支店
- 21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
- 22. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 23. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
 - (1) 第21項に定める公告に関する費用
 - (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用
- 24. 譲渡制限
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
- 25. その他
 - (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。

- (2) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上